

重要

登録を希望される方へ

MS&ADスタッフサービス株式会社

「登録」にあたっての事前了承のお願い

弊社登録に際しては、下記事項につきまして皆様から事前のご了承をいただくことを前提としております。つきましては以下をご一読いただき、内容につきご了承の上で登録手続きにお進み頂きますよう、よろしくお願い致します。

記

1. お仕事の紹介にあたっては、PCやスマートフォンからのWEB登録、来社登録、郵送登録いずれかの「登録手続き」が必要となります。登録の可否は面接・職務経歴等により総合的に検討いたします。そのため、残念ながらご登録いただけない場合もございますので、あらかじめご了承いただくようお願いいたします。尚、登録に必要な書類がそろっていない場合、ご提出いただくまで「登録」となりません。
2. お仕事のご紹介につきましては、派遣先企業様・求人先企業様からのご依頼に基づき、登録となられた皆様の資格やスキル・職歴等を考慮させていただいた上で、相応しいと思われるお仕事をご紹介します。従いまして、皆様ご希望される仕事を必ずしもご紹介できるものではありません。また、弊社へのご登録は、以後の就業を保証するものでもありません。
3. 派遣法の定めにより、過去に直接雇用されていた会社（派遣は含みません）へ離職後1年以内は派遣スタッフとしてご勤務いただくことはできません。このため、お仕事のご紹介にあたっては、直近1年以内の職歴を含めた過去の職歴を確認させていただきます。
4. 派遣法の定め（日雇派遣の原則禁止）により、短期間（30日以内）のお仕事は、原則禁止となっています。ただし①または②の場合は例外的として認められます。以下の業務または以下の条件に該当する方に限定されます。短期間（30日以内）のお仕事を希望される場合には、確認書類（コピーで可）をご提示いただくようお願い致します。ご提示がない場合には、短期間（30日以内）のお仕事をご紹介することができない場合もございます。

①短期間（30日以内）派遣が可能な業務

○ソフトウェア開発○機械設計○事務用機器操作○通訳、翻訳、速記○秘書○ファイリング
○調査○財務処理○取引文書作成○デモンストレーション○添乗○受付・案内○研究開発
○事業の実施体制の企画・立案○書籍等の制作・編集○広告デザイン○OAインストラクション
○セールスエンジニアの営業・金融商品の営業

重要

②短期間(30日以内)派遣のご紹介が可能な方

条件	確認書類
60歳以上である場合	運転免許証 or 健康保険証等
学校教育法の学校(専修学校・各種学校を含む)の学生又は生徒(定時制の課程の在学者等を除く)	学生証等
本業の年間収入の額が500万円以上である場合	源泉徴収票 or 所得証明書等
主たる生計者でなく、世帯の年間収入の額が500万円以上である場合	住民票等+源泉徴収票 or 所得証明書等

- ご登録にあたりお預かりする書類やご記入頂く書類等は、弊社規定に基づき適切に保管いたします。今後、ご本人からの登録抹消希望、あるいは弊社システムによる登録抹消等が発生した場合は、弊社が責任を持って廃棄いたしますのでご返却することはありません。
- ご登録にあたり本人確認書類の提示をお願いしております。
- 外国籍の方のご登録は、「永住者」・「特別永住者」・「定住者」・「日本人配偶者等」・「永住者の配偶者等」の在留資格をお持ちの方のみお受けいたします。在留期限に制限のある方はその期限内のお仕事の紹介となります。登録会に際してはそれら確認のため「在留カード」を確認させていただきます。なお、特別永住者の方はご提示いただく必要はありません。
- ご登録の有効期限は、登録より3年経過後最初に到来する9月末となります。
- ご本人からのお申し出によるほか、次のいずれかに該当するときは、ご登録を抹消します。抹消後再登録を希望される場合は、お申出の上、再登録手続きをお願い致します。
 - ・登録有効期限までに「登録更新手続」をおこなわなかった場合
 - ・弊社「登録更新基準」を充たさなくなった場合
 - ・弊社から電話・メール・郵送等で連絡がつかなくなった場合
 - ・虚偽の情報を登録した場合
 - ・故意または過失により弊社または第三者に損害を与えた場合
 - ・弊社または第三者に不利益を与える行為、または名誉・信用を損なうような行為があった場合

以上